

平成27年2月20日 招集

平成27年門真市教育委員会第2回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第2回定例会
 平成27年2月20日（金）午後2時
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第1号	門真市立公民館条例の全部改正の申出について	1
第4	議案第2号	門真市立文化会館条例の全部改正の申出について	8
第5	議案第3号	門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について	15
第6	議案第4号	門真市立こども発達支援センター条例の一部改正の申出について	18
第7	議案第5号	門真市立保育所条例の一部改正の申出について	20
第8	議案第6号	門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について	22
第9	議案第7号	平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について	34
第10	議案第8号	平成27年度教育費等当初予算の見積り申出について	48
第11	議案第9号	平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について	63
第12	議案第10号	門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則の制定について	71

第13	議案第11号	門真市家庭的保育事業等の認可等に関する施行規則の制定について	89
第14	議案第12号	門真市立保育所条例施行規則の一部改正について	99
第15	議案第13号	門真市立保育所延長保育実施規則の一部改正について	101
第16	議案第14号	門真市社会教育指導員に関する規則の一部改正について	103
第17		諸報告	105

議案第1号

門真市立公民館条例の全部改正の申出について

門真市立公民館条例（昭和51年門真市条例第11号）の全部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、門真市立公民館の管理を指定管理者に行わせるにつき、本案を提出するものである。

門真市立公民館条例

門真市立公民館条例（昭和51年門真市条例第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、門真市立公民館（以下「公民館」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 法第22条の事業を行うため、門真市新橋町34番24号に公民館を設置する。

（指定管理者による管理）

第3条 門真市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公民館の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 前条の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 公民館の利用の許可、その取消しその他の公民館の利用に関する業務
- (2) 公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 公民館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める業務

（開館時間）

第5条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、委員会の承認を受けて公民館の開館時間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においても公民館の利用を許可することができる。

（休館日）

第6条 公民館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、委員会の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

できる。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（利用の許可）

第7条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、公民館の管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用許可の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物、設備及び器具等を汚損させ、若しくは破損させ、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。

(3) 法第23条に規定する行為となるおそれがあると認めるとき。

(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) 公民館の管理運営上支障があると認めるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、公民館を利用させることが適当でないとき。

（利用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又は利用の許可条件に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 災害その他緊急事態が発生したとき。

(5) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。

2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、委員会及び指定管理者は、その責めを負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、許可を受けた目的外に公民館を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の設置)

第11条 利用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、公民館の管理運営上必要な条件を付することができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用者に対して公民館の管理運営上必要な設備の設置を命ずることができる。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、公民館の利用を終了したとき又は第9条第1項の規定により利用の許可が取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者において執行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者及びその利用に伴う入館者が公民館の建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、利用者は、その損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第14条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、利用者は、利用の許可を受けた際に、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(委員会による管理の特例)

2 委員会は、次に掲げる事由により指定管理者が公民館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。

(1) 指定管理者が公民館の管理業務を休止し、又は廃止したとき。

(2) 委員会が指定管理者の指定を取り消し、又は公民館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、天災その他やむを得ない事情により指定管理者が公民館の管理業務を行うことができないとき。

(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)

3 第5条から第9条まで、第11条及び第12条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	指定管理者	委員会
	委員会の承認を受けて公民館の	公民館の
第5条第2項	指定管理者	委員会
第6条	指定管理者	委員会
	委員会の承認を受けて休館日に	休館日に
第7条、第8条、第9条	指定管理者	委員会

第1項		
第9条第2項	委員会及び指定管理者	委員会
第11条	指定管理者	委員会
第12条第2項	指定管理者	市長

(委員会による管理における使用料の徴収)

- 4 市長は、附則第2項の規定により委員会が公民館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第14条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。

別表（第14条関係）

施設名	時間別	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
	定員	円	円	円	円	円	円
集会室	300人	6,500	6,500	8,100	11,700	13,100	19,000
第1会議室	30	1,300	1,300	1,700	2,200	2,700	3,700
第2会議室	18	950	950	1,200	1,600	1,900	2,700
講義室	45	1,400	1,400	1,800	2,300	2,900	4,100
児童室	18	950	950	1,200	1,600	1,900	2,700
料理教室	30	3,200	3,200	4,100	5,300	6,600	9,100

備考 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

議案第2号

門真市立文化会館条例の全部改正の申出について

門真市立文化会館条例（昭和43年条例第33号）の全部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、門真市立文化会館の管理を指定管理者に行わせるにつき、本案を提出するものである。

門真市立文化会館条例

門真市立文化会館条例（昭和43年条例第33号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため、門真市立文化会館（以下「会館」という。）を門真市中町2番3号に設置する。

（事業）

第2条 会館は、次に掲げる事業を行うほか、会館の施設を市民の利用に供する。

- (1) 定期講座の開設
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会等の開催
- (3) 図書の見覧及び記録、模型、資料等の展示
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会の開催
- (5) 各種の団体、機関等との連絡
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事業

（指定管理者による管理）

第3条 門真市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に会館の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 会館の利用の許可、その取消しその他の会館の利用に関する業務
- (2) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める業務

（開館時間）

第5条 会館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、委員会の承認を受けて会館の開館時間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においても会館の利用を許可することができる。

(休館日)

第6条 会館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、委員会の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

(1) 火曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用の許可)

第7条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、会館の管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物、設備及び器具等を汚損させ、若しくは破損させ、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。

(3) 営利を目的として会館を利用しようとするとき。

(4) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) 会館の管理運営上支障があると認めるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会館を利用させることが適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又は利用の許可条件に違反

したとき。

- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他緊急事態が発生したとき。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。

2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、委員会及び指定管理者は、その責めを負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、許可を受けた目的外に会館を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の設置)

第11条 利用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、会館の管理運営上必要な条件を付することができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用者に対して会館の管理運営上必要な設備の設置を命ずることができる。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、会館の利用を終了したとき又は第9条第1項の規定により利用の許可が取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者において執行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者及びその利用に伴う入館者が会館の建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、利用者は、その損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第14条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、利用者は、利用の許可を受けた際に、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(委員会による管理の特例)

2 委員会は、次に掲げる事由により指定管理者が会館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。

(1) 指定管理者が会館の管理業務を休止し、又は廃止したとき。

(2) 委員会が指定管理者の指定を取り消し、又は会館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、天災その他やむを得ない事情により指定管理者が会館の管理業務を行うことができないとき。

(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)

3 第5条から第9条まで、第11条及び第12条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	指定管理者	委員会
--------	-------	-----

	委員会の承認を受けて会館の	会館の
第5条第2項	指定管理者	委員会
第6条	指定管理者	委員会
	委員会の承認を受けて休館日に	休館日に
第7条、第8条、第9条 第1項	指定管理者	委員会
第9条第2項	委員会及び指定管理者	委員会
第11条	指定管理者	委員会
第12条第2項	指定管理者	市長

(委員会による管理における使用料の徴収)

- 4 市長は、附則第2項の規定により委員会が会館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第14条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。

別表（第14条関係）

施設名	時間別	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
	定員	円	円	円	円	円	円
ホール	100人	3,200	3,200	3,600	5,750	6,100	9,000
第1会議室	30	1,200	1,200	1,350	2,150	2,250	3,350
第2会議室	30	1,200	1,200	1,350	2,150	2,250	3,350
和室	30	850	850	1,100	1,450	1,800	2,150
料理講習室	30	2,750	2,750	3,100	4,800	5,500	7,200
絵画室	30	1,250	1,250	1,400	2,250	2,350	3,500
音楽室	30	1,600	1,600	1,800	2,850	3,050	4,500
第3会議室	50	1,750	1,750	2,000	3,150	3,350	4,950

備考 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

議案第3号

門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、附属機関の委員の報酬額を定める等、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
1 市長の附属機関		1 市長の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
） 略		） 略	
2 教育委員会の附属機関		2 教育委員会の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
） 略		） 略	
門真市子ども読書活動推進計画審議会	略	門真市子ども読書活動推進計画審議会	略
門真市教育振興基本計画策定委員会	門真市教育振興基本計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務	門真市民文化会館舞台設備等大規模改修計画策定業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務	
（仮称）門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会	（仮称）門真市立生涯学習複合施設設計業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務	（仮称）門真市立総合体育館設計業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務	

改正後	改正前
-----	-----

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>別表(第1条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 150px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子ども読書活動推進計画審議会委員</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>教育振興基本計画策定委員会委員</td> <td style="text-align: center;">日 8,400円</td> </tr> <tr> <td>(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会委員</td> <td style="text-align: center;">日 8,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	略		子ども読書活動推進計画審議会委員	略	教育振興基本計画策定委員会委員	日 8,400円	(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円	略		<p>別表(第1条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 150px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(仮称)門真市立総合体育館設計業務委託事業者選定委員会委員</td> <td style="text-align: center;">日 8,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>門真市民文化会館舞台設備等大規模改修計画策定業務委託事業者選定委員会委員</td> <td style="text-align: center;">日 8,400円</td> </tr> <tr> <td>子ども読書活動推進計画審議会委員</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">— —</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">— —</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">— —</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	略		(仮称)門真市立総合体育館設計業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円	略		門真市民文化会館舞台設備等大規模改修計画策定業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円	子ども読書活動推進計画審議会委員	略		— —		— —		— —	略	
略																													
子ども読書活動推進計画審議会委員	略																												
教育振興基本計画策定委員会委員	日 8,400円																												
(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円																												
略																													
略																													
(仮称)門真市立総合体育館設計業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円																												
略																													
門真市民文化会館舞台設備等大規模改修計画策定業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円																												
子ども読書活動推進計画審議会委員	略																												
	— —																												
	— —																												
	— —																												
略																													

議案第4号

門真市立こども発達支援センター条例の一部改正の申出について

門真市立こども発達支援センター条例（平成25年門真市条例第4号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）の施行に伴い、引用条項の整備を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例

門真市立こども発達支援センター条例（平成25年門真市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援に関すること。</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスに関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(4)～(5) 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援に関すること。</p> <p>(2) <u>法第6条の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスに関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(4)～(5) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

門真市立保育所条例の一部改正の申出について

門真市立保育所条例（平成元年門真市条例第5号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、所要の字句整備を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立保育所条例の一部を改正する条例

門真市立保育所条例（平成元年門真市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(入所) 第5条 保育所に入所できる者は、法第24条第1項の規定による <u>保育の利用が適当であると認め</u> た児童とする。	(入所) 第5条 保育所に入所できる者は、法第24条第1項の規定による <u>保育の実施を受けた</u> 児童とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第6号

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、
勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について

門真市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

任期付市費負担教員の給与の改定及び、夜間勤務手当を新設する等の所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等
に関する条例の一部を改正する条例

第1条 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)

号給	給料月額
	円
1	150,900
2	152,400
3	153,900
4	155,400
5	157,100
6	159,000
7	160,800
8	162,600
9	164,400
10	166,500
11	168,500
12	170,500
13	172,500
14	174,700
15	176,900
16	179,100
17	181,400
18	184,000
19	186,500
20	189,000
21	191,500
22	193,200
23	194,900
24	196,600
25	198,100
26	199,700
27	201,300
28	202,900
29	204,600
30	206,700
31	208,800
32	210,800
33	212,500
34	214,600
35	216,700
36	218,800
37	220,800
38	222,900
39	224,900
40	226,700

41	228,700
42	230,400
43	232,200
44	233,900
45	235,700
46	237,500
47	239,300
48	241,100
49	243,000
50	244,700
51	246,400
52	248,100
53	249,500
54	251,200
55	252,800
56	254,500
57	255,800
58	257,300
59	258,700
60	260,200
61	261,700
62	263,200
63	264,700
64	266,100
65	267,300
66	268,900
67	270,500
68	272,100
69	273,700
70	275,200
71	276,700
72	278,200
73	279,300
74	280,600
75	281,900
76	283,200
77	284,500
78	285,700
79	286,900
80	288,100
81	289,200
82	290,400
83	291,600
84	292,800

85	293,700
86	294,700
87	295,700
88	296,700
89	297,500
90	298,400
91	299,300
92	300,200
93	300,600
94	301,400
95	302,200
96	303,000
97	303,900
98	304,700
99	305,500
100	306,300
101	307,100
102	307,600
103	308,100
104	308,500
105	308,700
106	308,900
107	309,200
108	309,400
109	309,600
110	309,900
111	310,100
112	310,400
113	310,600
114	310,900
115	311,200
116	311,500
117	311,700
118	312,000
119	312,300
120	312,500
121	312,700
122	312,900
123	313,100
124	313,300
125	313,500

第2条 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第6条</p> <p>1 略</p> <p>2 手当の種類は、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、<u>夜間勤務手当</u>、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第6条</p> <p>1 略</p> <p>2 手当の種類は、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当_____、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とする。</p>
<p>第8条 略</p> <p>(夜間勤務手当)</p>	<p>第8条 略</p> <p>_____</p>
<p>第8条の2 <u>夜間勤務手当は、正規の勤務時間（門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年門真市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した市費負担教員に対して、当該勤務について支給する。</u></p>	<p>_____</p>
<p>2 <u>夜間勤務手当の額は、前項の規定する勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額（給与条例の例により算出した給与額をいう。第21条の2において同じ。）に100分の25を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>_____</p>
<p>3 <u>夜間勤務手当は、扶養手当等の支給方法に準じて支給する。</u></p>	<p>_____</p>
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第9条 市費負担教員が、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が次項の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める場合に該当するときに、特殊勤務手当として教員特殊業務手当を支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第9条 市費負担教員が、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が次項の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める場合に該当するときに、特殊勤務手当として教員特殊業務手当を支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に</p>

改正後			改正前		
<p>準ずる活動をいう。)又は補習若しくは講習(正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)における児童又は生徒に対する指導の業務で、勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日(以下「週休日」という。)又は勤務時間条例第9条第2項に規定する休日若しくは勤務時間条例第10条第1項に規定する代休日(以下これらを「休日等」という。)に行うもの</p>			<p>準ずる活動をいう。)又は補習若しくは講習(正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)における児童又は生徒に対する指導の業務で、<u>門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年門真市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第3条第1項に規定する週休日(以下「週休日」という。)又は勤務時間条例第9条第2項に規定する休日若しくは勤務時間条例第10条第1項に規定する代休日(以下これらを「休日等」という。)に行うもの</p>		
<p>2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>			<p>2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>		
業務	区分	手当の額	業務	区分	手当の額
前項第1号に掲げる業務	週休日若しくは休日等において、従事した時間が7時間45分以上であるとき又は週休日及び休日等以外の日(教育委員会規則において、正規の勤務時間以外に従事した時間が6時間以上であるとき。	前項第1号アに掲げる業務にあっては、 <u>8,000円</u> (被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合(教育委員会規則で定める場合に限る。))にあっては、その額にその100分の100に相当する額を加算した額)、同号イ及びウに掲げる業務にあっては <u>7,500円</u>	前項第1号に掲げる業務	週休日若しくは休日等において、従事した時間が7時間45分以上であるとき又は週休日及び休日等以外の日(教育委員会規則において、正規の勤務時間以外に従事した時間が6時間以上であるとき。	前項第1号アに掲げる業務にあっては、 <u>6,400円</u> (被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合(教育委員会規則で定める場合に限る。))にあっては、その額にその100分の100に相当する額を加算した額)、同号イ及びウに掲げる業務にあっては <u>6,000円</u>
	週休日若しくは休日等において、従事した時間が6時間以上であるとき。	前項第1号アに掲げる業務に		週休日若しくは休日等において、従事した時間が6時間以上であるとき。	前項第1号アに掲げる業務に

改正後		改正前			
	いて、従事した時間が5時間以上7時間45分未満であるとき又は週休日及び休日（教育委員会規等以外の日において、正規の勤務時間以外に從事した時間が3時間以上6時間未満であるとき。	あつては4,000円（被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合（教育委員会規等以外の日）に則て定める場合に限る。）にあつては、その額にその100分の100に相当する額を加算した額）、同号イ及びウに掲げる業務にあつては3,750円	いて、従事した時間が5時間以上7時間45分未満であるとき又は週休日及び休日（教育委員会規等以外の日において、正規の勤務時間以外に從事した時間が3時間以上6時間未満であるとき。	あつては3,200円（被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合（教育委員会規等以外の日）に則て定める場合に限る。）にあつては、その額にその100分の100に相当する額を加算した額）、同号イ及びウに掲げる業務にあつては3,000円	
前項第2号及び第3号に掲げる業務	その日において、従事した時間が7時間45分以上であるとき。	4,250円	前項第2号及び第3号に掲げる業務	その日において、従事した時間が7時間45分以上であるとき。	3,700円
前項第4号に掲げる業務	略		前項第4号に掲げる業務	略	
	週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き4時間以上6時間未満であるとき。	3,000円		週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き4時間以上6時間未満であるとき。	2,800円
3 略			3 略		
第21条 略			第21条 略		
(無給の休暇を取得する市費負担教員の給与の取扱い)					
第21条の2 市費負担教員が無給の休暇を取得し、勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。					

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)

号給	給料月額
	円
1	150,900
2	152,400
3	153,900
4	155,400
5	157,100
6	159,000
7	160,800
8	162,600
9	164,400
10	166,500
11	168,500
12	170,500
13	172,500
14	174,700
15	176,900
16	179,100
17	181,400
18	184,000
19	186,500
20	189,000
21	191,500
22	193,200
23	194,900
24	196,600
25	198,100
26	199,700
27	201,300
28	202,900
29	204,800
30	207,200
31	209,600
32	211,900
33	213,900
34	216,300
35	218,700
36	221,100
37	223,400
38	225,800
39	228,000
40	230,200

41	232,500
42	234,500
43	236,600
44	238,600
45	240,700
46	242,600
47	244,500
48	246,300
49	248,200
50	249,900
51	251,700
52	253,400
53	254,900
54	256,600
55	258,300
56	260,000
57	261,300
58	262,800
59	264,300
60	265,800
61	267,400
62	268,900
63	270,400
64	271,800
65	273,100
66	274,700
67	276,300
68	277,900
69	279,600
70	281,100
71	282,600
72	284,100
73	285,300
74	286,600
75	287,900
76	289,200
77	290,600
78	291,800
79	293,000
80	294,200
81	295,400
82	296,600
83	297,800
84	299,000

85	300,000
86	301,000
87	302,000
88	303,000
89	303,900
90	304,800
91	305,700
92	306,600
93	307,100
94	307,900
95	308,700
96	309,500
97	310,400
98	311,200
99	312,000
100	312,800
101	313,700
102	314,200
103	314,700
104	315,100
105	315,300
106	315,500
107	315,800
108	316,000
109	316,200
110	316,500
111	316,700
112	317,000
113	317,200
114	317,500
115	317,800
116	318,100
117	318,300
118	318,600
119	318,900
120	319,100
121	319,300
122	319,500
123	319,700
124	319,900
125	320,100

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(内払)

- 3 第1条の規定による改正前の門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例別表第1の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第7号

平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について

平成26年度教育費等補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成26年度教育費等補正予算見積書

歳入

(款) 府支出金 (項) 府補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
民生費府補助金	千円 0	千円 33,696	千円 33,696	安心こども基金特別対策事業費補助金	千円 33,696	安心こども基金特別対策事業費補助金 千円 33,696
教育費府補助金	0	210,000	210,000	中学校給食導入促進事業費補助金	210,000	中学校給食導入促進事業費補助金 210,000

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
まちづくり整備基金繰入金	千円 617	千円 14,969	千円 15,586	まちづくり整備基金繰入金	千円 14,969	まちづくり整備基金繰入金 千円 14,969

歳出

(款) 民生費 (項) 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
児童措置費	千円	千円	千円	償還金利子及び割引料	千円	○施策評価対象外事業 助産施設入所事業 232 償還金利子及び割引料 平成25年度児童入所施設措置費等府費負担金返還金 232
	489	232	721		232	

(款) 教育費 (項) 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
体育施設費	千円	千円	千円	委託料	千円	○スポーツ活動推進体制の充実 (仮称)市立総合体育館建設事業 14,969 委託料 (仮称)市立総合体育館基本設計・実施設計業務委託料 14,969
	2,160	14,969	17,129		14,969	

平成26年度教育費等補正予算見積書

歳入（追加分）

（款）国庫支出金 （項）国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
総務費国庫補助金	千円 0	千円 8,916	千円 8,916	がんばる地域 交付金	千円 8,916	千円 8,916 がんばる地域交付金 （市民文化会館及び市 民交流会館運営事業）
民生費国庫補助金	0	196,142	196,142	保育所等整備 交付金	130,596	130,596 保育所等整備交付金 （保育定員拡充事業）
				地域住民生活 等緊急支援の ための交付金	65,546	27,366 地域消費喚起・生活支 援型（子育て応援券事 業）
						29,166 地方創生先行型 （こども医療助成事 業）
						2,698 地方創生先行型 （放課後児童クラブ運 営事業）
1,116 地方創生先行型 （公立保育所運営事 業、公立幼稚園運営事 業）						
5,200 地方創生先行型 （保育環境向上事業）						
教育費国庫補助金	0	57,725	57,725	がんばる地域 交付金	53,042	17,024 がんばる地域交付金 （市民プラザ運営事 業）
				地域住民生活 等緊急支援の ための交付金	4,683	36,018 がんばる地域交付金 （幼稚園施設整備事 業）
						3,883 地方創生先行型 （学力調査推進事業、 中学生放課後学習支援 Kadomaドリカム事業）
800 地方創生先行型 （音楽と活気のあふれ るまちづくり推進事 業）						

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
文化芸術 振興基金 繰入金	千円 52,381	千円 △ 6,028	千円 46,353	文化芸術振興 基金繰入金	千円 △ 6,028	千円 がんばる地域交付金 (市民文化会館及び市 民交流会館運営事業) △ 6,028
まちづく り整備基 金繰入金	34,909	△ 17,033	17,876	まちづくり整 備基金繰入金	△ 17,033	千円 がんばる地域交付金 (市民プラザ運営事 業) △ 5,972 がんばる地域交付金 (幼稚園施設整備事 業) △ 11,061

(款) 市債 (項) 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
民生債	千円 0	千円 16,300	千円 16,300	民間保育所等 整備助成事業 債	千円 16,300	千円 民間保育所等整備助成 事業債 (保育定員拡充事業) 16,300
教育債	136,200	△ 87,700	48,500	一般事業債 公共施設等除 却特例債	△ 87,700	△ 54,800 公共施設整備事業債 (市民文化会館及び市 民交流会館運営事業、 市民プラザ運営事業) △ 54,800 △ 32,900 公共施設等除却特例債 (幼稚園施設整備事 業) △ 32,900

歳出（追加分）

（款）総務費 （項）総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
文化芸術 振興費	千円	千円	千円	工事請負費	千円	○市民文化・芸術活動 の支援 市民文化会館及び市 民交流会館運営事業 △ 15,212 工事請負費 市民文化会館外 壁改修工事 △ 15,212
	48,352	△ 15,212	33,140		△ 15,212	

（款）民生費 （項）児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
児童福祉 総務費	千円	千円	千円	備品購入費	千円	○児童の健全育成の支 援 放課後児童クラブ運 営事業 3,372 備品購入費 (地方創生先行 型) 放課後児童クラ ブ用備品費 3,372
	1,320	3,372	4,692		3,372	

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
	千円	千円	千円		千円	千円	
児童措置費	0	182,086	182,086	賃金	5,821	○施策評価対象外事業	
				需用費	282	保育環境向上事業	7,800
				役務費	23	負担金補助及び交付金	
				負担金補助及び交付金	175,960	(地方創生先行型) 保育環境向上事業補助金	7,800
						○施策評価対象外事業	
						子育て応援券事業	27,366
						賃金	
						(地域消費喚起・生活支援型) 臨時的任用職員賃金	5,821
						需用費	
						(地域消費喚起・生活支援型) 印刷製本費	282
						役務費	
						(地域消費喚起・生活支援型) 通信運搬費	23
						負担金補助及び交付金	
		(地域消費喚起・生活支援型) 子育て応援券事業補助金	21,240				
		○保育サービスの充実					
		保育定員拡充事業	146,920				
		負担金補助及び交付金					

						(保育所等整備 交付金) 保育所等整備補 助金	146,920
保育園費	55,449	814	56,263	需用費	432	○保育サービスの充実	
				備品購入費	382	公立保育所運営事業	814
						需用費	
						(地方創生先行 型) 消耗品費	432
						備品購入費	
						(地方創生先行 型) 園用備品費	382

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
	千円	千円	千円		千円	千円	
こども医療助成費	246,623	31,072	277,695	需用費	188	○子どもや母親の健康づくりの支援	
				役務費	2,214	こども医療助成事業	31,072
				委託料	12,710	需用費	
				扶助費	15,960	(地方創生先行型)印刷製本費	188
						役務費	
						(地方創生先行型)通信運搬費	1,163
						(地方創生先行型)手数料	1,051
						委託料	
						(地方創生先行型)こども医療助成システム改修委託料	12,349
						(地方創生先行型)封入封緘委託料	361
		扶助費					
		(地方創生先行型)こども医療公費負担	15,960				

(款) 教育費

(項) 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円	
				区分	金額 千円		
教育振興費	3,005	4,875	7,880	役務費	4	○わかる授業の推進	
				委託料	4,871	学力調査推進事業	2,703
						委託料 (地方創生先行型) 学力調査委託料	2,703
						○自ら学ぶ力の育成 中学生放課後学習支援Kadomaドリカム事業	2,172
				役務費 (地方創生先行型) 通信運搬費	4		
				委託料 (地方創生先行型) 中学生放課後学習支援業務委託料	1,449		
				(地方創生先行型) 中学生放課後学習支援業務会場整備業務等委託料	719		

(款) 教育費

(項) 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
幼稚園管理費	千円	千円	千円		千円	千円
				需用費	581	○幼児(就学前)教育の 充実
				委託料	△ 222	公立幼稚園運営事業 581
				工事請負費	△ 7,722	需用費
						(地方創生先行 型) 消耗品費
						581
						○学校施設・設備の充 実
					幼稚園施設整備事業 △ 7,944	
					委託料	
					浜町幼稚園撤去 工事实施設計業 務委託料	
					△ 222	
					工事請負費	
					浜町幼稚園撤去 工事	
					△ 7,722	
	45,809	△ 7,363	38,446			

(款) 教育費

(項) 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
社会教育 総務費	千円	千円	千円	委託料	千円	○市民文化・芸術活動 の支援
	602	1,447	2,049	負担金補助及 び交付金	647 800	音楽と活気のある まちづくり推進事 業 1,447 委託料 (地方創生先行 型) まちかど・まち なかコンサート 開催業務委託料 負担金補助及び交 付金 (地方創生先行 型) 第九コンサート 実行委員会交付 金
市民プラ ザ費	95,148	△ 25,647	69,501	工事請負費	△ 25,647	○社会教育推進体制の 充実 市民プラザ運営事業 △ 25,647 工事請負費 市民プラザ外壁 改修工事 △ 25,647

繰越明許費

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	放課後児童クラブ運営事業	千円 3,372
		保育環境向上事業	7,800
		子育て応援券事業	27,366
		保育定員拡充事業	146,920
		公立保育所運営事業	814
		こども医療助成事業	31,072
教育費	教育総務費	学力調査推進事業	2,703
		中学生放課後学習支援Kadomaドリカム事業	2,172
	幼稚園費	公立幼稚園運営事業	581
	社会教育費	音楽と活気のあるまちづくり推進事業	1,447

地方債補正
追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	借 入 先	償 還 方 法
社 会 福 祉 施 設 整 備	千円 16,300	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政 府 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 大 阪 府 銀 行 そ の 他	5年以内据置かつ30年 以内に半年賦及び年賦元 利均等又は半年賦及び年 賦元金均等の方法で償還 する。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。
計	16,300				

変 更

起 債 の 目 的	補正前				補正後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
公共施設整備	千円 103,300	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ 30年以内に半年 賦及び年賦元利均 等又は半年賦及び 年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上 償還若しくは低利 に借換えすること ができる。	千円 48,500	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ 30年以内に半年 賦及び年賦元利均 等又は半年賦及び 年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上 償還若しくは低利 に借換えすること ができる。
公共施設等除却	32,900				0			
計	136,200				48,500			

議案第8号

平成27年度教育費等当初予算の見積り申出について

平成27年度教育費等当初予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成27年度 教育費等当初予算見積書

歳入

単位 千円

項目	平成27年度予算見積額	平成26年度当初予算額	説明
1. 民生費負担金	219,956	304,048	・保育所運営費受託料 ・保育所個人負担金 ・助産施設等委託個人負担金
2. 衛生費負担金	58	192	・未熟児養育医療負担金
3. 教育費負担金	2,687	2,756	・日本スポーツ振興センター負担金
4. 総務使用料	1,048	1,048	・市民文化会館レストラン等使用料
5. 民生使用料	69,803	63,411	・旧さつき園・くすのき園使用料過年度分 ・放課後児童クラブ使用料 ・行政財産目的外使用料 ・こども発達支援センター使用料
6. 教育使用料	23,768	21,433	・幼稚園使用料 ・公民館使用料 ・文化会館使用料 ・学校施設設備使用料 ・教育センター使用料 ・旧第六中学校運動広場使用料 ・行政財産目的外使用料
7. 民生費国庫負担金	2,352,345	2,327,515	・施設型給付負担金 ・保育所委託負担金 ・助産施設等委託負担金 ・児童扶養手当負担金 ・児童手当負担金
8. 衛生費国庫負担金	3,342	8,974	・未熟児養育医療給付負担金
9. 民生費国庫補助金	70,658	9,998	・地域子ども・子育て支援事業補助金 ・保育体制強化事業補助金 ・児童虐待防止対策等支援事業費補助金 ・母子家庭等対策総合支援事業費補助金 ・保育対策事業費補助金
10. 教育費国庫補助金	716,318	97,899	・理科教育等設備整備費補助金 ・修学旅行費補助金 ・要保護児童生徒医療費補助金 ・特別支援教育就学奨励費補助金 ・幼稚園就園奨励費補助金 ・地域子ども・子育て支援事業補助金 ・学校施設環境改善交付金 ・社会資本整備総合交付金
11. 民生費委託金	580	477	・特別児童扶養手当事務取扱交付金
12. 民生費府負担金	663,126	612,539	・施設型給付負担金 ・保育所委託負担金 ・助産施設等委託負担金 ・児童手当負担金
13. 衛生費府負担金	1,671	4,487	・未熟児養育医療給付負担金
			・保育体制強化事業補助金 ・安心こども基金特別対策事業費補助金 ・ひとり親家庭医療助成補助金 ・乳幼児医療助成補助金 ・放課後児童クラブ整備費補助金 ・地域子ども・子育て支援事業補助金

14. 民生費府補助金	887, 530	382, 892	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業費補助金 ・大阪府母子寡婦福祉資金貸付金事務交付金 ・放課後児童健全育成事務交付金 ・助産施設等認可事務交付金 ・新子育て支援交付金 ・子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 ・保育対策事業費補助金
15. 教育費府補助金	218, 317	16, 817	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業補助金 ・総合相談事業交付金 ・教育コミュニティづくり推進事業費補助金 ・市町村医療のケア体制整備推進事業補助金 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金 ・スクール・エンパワーメント推進事業費補助金 ・特別の教育課程による日本語指導推進事業費補助金 ・中学校給食導入促進事業費補助金
16. 教育費委託金	400	800	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業委託金
17. 文化芸術振興基金繰入金	24, 388	52, 381	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興基金繰入金
18. 福祉推進基金繰入金	3, 337	19, 763	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉推進基金繰入金
19. まちづくり整備基金繰入金	229, 633	62, 649	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり整備基金繰入金
20. 教育振興基金繰入金	30, 000	50, 446	<ul style="list-style-type: none"> ・教育振興基金繰入金
21. 日本スポーツ振興センター 医療費貸付金元利収入	30	30	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金戻入
22. 学校給食用物資購入運転 資金貸付金元利収入	4, 000	4, 000	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金戻入
23. 雑入	120, 803	108, 086	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー使用料 ・光熱水費等徴収金 ・雇用保険個人負担金 ・障がい児通所給付費 ・こども発達支援センター食費負担金 ・こども発達支援センター実習生謝礼金 ・給食用廃油売却代金 ・電話使用料 ・保育所主食負担金 ・賠償保険金 ・英会話・理科講座受講料 ・市史等販売代金 ・文化財ガイドブック販売代金 ・給食棟設備等使用料 ・幼稚園バス借上料個人負担金 ・淀川公園グラウンド使用料個人負担金 ・プール入場引換券売払代金 ・スポーツ振興くじ助成金
24. 民生債	236, 800	82, 900	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園整備事業債 ・民間保育所等整備助成事業債
25. 教育債	2, 816, 000	291, 100	<ul style="list-style-type: none"> ・沖小、第五中大規模改造事業債 ・古川橋小、速見小、第三、四中学校給食棟整備事業債 ・門真小学校プール建替事業債 ・認定こども園整備事業債 ・体育施設整備事業債 ・住宅市街地総合整備事業債 ・公共施設等耐震化事業債
合計	8, 696, 598	4, 526, 641	

歳 出 (学校教育部)

款 教育費

単位 千円

項 目	平成27年度予算見積額	平成26年度当初予算額	説 明
1. 教育総務費	724,691	720,205	
(1) 教育委員会費	6,725	6,730	・委員会定例会等事業
(2) 事務局費	315,217	307,373	・病休等代替アルバイト配置事業 ・学校施設営繕事業 ・職員労働安全衛生事業 ・教育振興基本計画策定事業 ・学校OA化事業
(3) 教育振興費	376,957	380,760	・教職員の健康障害防止対策事業 ・就学事業 ・教育課程事業 ・就学援助事業 ・奨学金事業 ・児童生徒支援事業 ・スクールアドバイザー配置事業 ・子ども悩み相談サポート事業 ・教職員研修事業 ・学力向上支援員加配事業 ・情報教育推進事業 ・学力調査推進事業 ・きめ細かな指導を実現する35人学級事業 ・特別支援教育推進事業 ・看護師派遣事業 ・「まなび舎Youth」事業 ・学校図書館司書配置事業 ・中学生放課後学習支援Kadomaドリカム事業 ・研究指定校事業 ・AET(英語指導助手)派遣事業 ・豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業
(4) 人権教育推進費	9,648	8,738	・人権教育推進支援事業
(5) 教育センター費	16,144	16,604	・適応指導教室運営事業 ・教職員研修事業 ・教育課程研究活動事業

2. 小学校費	1,926,928	1,019,978	
(1) 学校管理費	1,926,928	1,019,978	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・園の予算配当事業 ・学校施設営繕事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業 ・給食運営事業 ・給食調理事業 ・学校安全推進事業 ・学校保健事業 ・健康診断事業 ・きめ細かな指導を実現する35人学級事業 ・小学校施設整備事業 ・小学校運動場芝生化事業
3. 中学校費	2,294,148	583,425	
(1) 学校管理費	2,230,012	519,325	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・園の予算配当事業 ・学校施設営繕事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業 ・給食運営事業 ・給食調理事業 ・学校保健事業 ・健康診断事業 ・きめ細かな指導を実現する35人学級事業 ・中学校施設整備事業
(2) 学校建設費	64,136	64,100	・門真はすはな中学校施設建設費割賦払金
4. 保健体育費	247,935	236,564	
(1) 保健体育総務費	247,935	236,564	<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害給付事業 ・給食運営事業 ・学校保健事業 ・健康診断事業
小計	5,193,702	2,560,172	
合計	5,193,702	2,560,172	

歳 出 (生涯学習部)

款 総務費

単位 千円

項 目	平成27年度予算見積額	平成26年度当初予算額	説 明
1. 総務管理費	156,663	218,966	
(1) 文化芸術振興費	156,663	218,966	・国際交流推進事業 ・文化芸術振興事業 ・市民文化会館及び市民交流会館運営事業
小 計	156,663	218,966	

款 教育費

項 目	平成27年度予算見積額	平成26年度当初予算額	説 明
1. 社会教育費	494,948	553,052	
(1) 社会教育総務費	197,864	195,641	・社会教育振興事業 ・文化の日式典事業 ・社会環境の整備事業 ・社会教育活動促進事業 ・文化施設予約システム運用事業 ・(仮称)市立生涯学習複合施設建設事業 ・音楽と活気あふれるまちづくり推進事業 ・歴史資料館運営事業 ・歴史遺産整備事業
(2) 青少年費	20,722	28,291	・子どもの安全見守り事業 ・学校支援地域本部事業 ・青少年健全育成事業 ・青少年社会環境整備事業 ・少年補導活動ネットワーク事業 ・成人祭事業 ・青少年の主張事業 ・「まなび舎Kids」事業 ・「かどま土曜自学自習室サタスタ」事業 ・めざせ世界へはばたけ事業 ・子ども英会話・理科講座運営事業
(3) 社会教育施設費	15,228	16,921	・市立文化会館運営事業
(4) 公民館費	16,912	13,569	・公民館運営事業
(5) 図書館費	174,314	125,820	・図書館運営事業 ・図書館市民プラザ分館運営事業 ・読み聞かせ事業 ・ブックスタート事業 ・第2次子ども読書活動推進計画策定事業
(6) 市民プラザ費	69,908	172,810	・生涯学習センター運営事業 ・市民プラザ運営事業

2. 保健体育費	1, 193, 274	144, 236	
(1) 保健体育総務費	21, 595	21, 468	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員育成事業 ・スポーツ団体育成事業 ・校区体育祭補助事業 ・学校体育施設開放事業 ・なみはやドームプール補助事業 ・スポーツ・レクリエーション大会事業
(2) 体育施設費	1, 171, 679	122, 229	<ul style="list-style-type: none"> ・旧第六中学校運動広場運営管理事業 ・旧北小学校体育館・運動広場運営管理事業 ・淀川河川敷河川公園グラウンド開放事業 ・テニスコート・青少年運動広場運営管理事業 ・スポーツ施設予約システム運用事業 ・(仮称)市立総合体育館建設事業
(3) 市民プラザ費	0	539	・市民プラザ体育館・グラウンド運営管理事業
小 計	1, 688, 222	697, 288	
合 計	1, 844, 885	916, 254	

歳 出 (こども未来部)

款 民生費

項 目	平成27年度予算見積額	平成26年度当初予算額	説 明
1. 社会福祉費	341,553	324,131	
(1) 社会福祉総務費	243,013	221,159	・職員等の人件費に関する事務
(2) ひとり親家庭医療助成費	98,540	102,972	・ひとり親家庭医療助成事業
2. 児童福祉費	7,697,039	6,565,684	
(1) 児童福祉総務費	332,763	294,617	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当支給事業 ・児童扶養手当支給事業 ・児童手当支給事業 ・保育所入所等事業 ・保育所等の認可・確認に関する事務 ・子ども・子育て支援事業計画に関する事務 ・第3次ひとり親家庭等自立促進計画策定事業 ・つどいの広場運営事業 ・ファミリー・サポート・センター運営事業 ・養育支援訪問事業 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・放課後児童クラブ運営事業 ・家庭児童相談事業 ・ひとり親自立支援事業
(2) 児童措置費	5,711,736	5,040,728	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども手当支給事業 ・児童扶養手当支給事業 ・児童手当支給事業 ・民間保育所入所委託事務 ・助産施設入所事業 ・母子生活支援施設入所事業 ・施設型給付事務 ・一時預かり事業 ・地域子育て支援事業 ・簡易・家庭保育施設補助事業 ・民間保育所等運営補助事業 ・延長保育事業 ・病児保育事業 ・保育定員拡充事業
(3) 保育園費	671,776	681,532	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援事業 ・公立保育所運営事業
(4) 児童通園施設費	709,194	302,174	<ul style="list-style-type: none"> ・公立認定こども園整備事業 ・こども発達支援センター運営事業
(5) こども医療助成費	271,570	246,633	・こども医療助成事業
小 計	8,038,592	6,889,815	

款 衛生費

単位 千円

項目	平成27年度予算見積額	平成26年度当初予算額	説明
1. 保健衛生費	7,155	21,560	
(1) 保健衛生総務費	7,155	21,560	・未熟児養育医療給付事業
小計	7,155	21,560	

款 教育費

項目	平成27年度予算見積額	平成26年度当初予算額	説明
1. 教育総務費	687	186,388	
(1) 事務局費	527	0	・幼児教育推進事業
(2) 人権教育推進費	160	28	・人権教育推進支援事業
(3) 教育振興費	0	186,360	・私立幼稚園児保護者補助事業 ・私立幼稚園就園奨励費補助事業
2. 幼稚園費	332,821	189,427	
(1) 幼稚園管理費	152,045	189,427	・公立幼稚園運営事業 ・健康診断事業
(2) 教育振興費	180,776	0	・私立幼稚園児保護者補助事業 ・私立幼稚園就園奨励費補助事業
小計	333,508	375,815	
合計	8,379,255	7,287,190	

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
口座振替収納業務委託（２）	平成27年度 ） 平成30年度	千円 1,619
放課後児童クラブ運営業務委託（１２）	平成27年度 ） 平成30年度	265,470
放課後児童クラブ運営業務委託（１０） （新制度対応分）	平成28年度	4,113
放課後児童クラブ運営業務委託（１１） （新制度対応分）	平成28年度 ） 平成29年度	606
（仮称）市立南認定こども園整備事業	平成28年度	25,173
公共施設予約システム運用事業	平成28年度 ） 平成32年度	千円 38,891
公立幼稚園通園バス運行管理業務委託（３）	平成27年度 ） 平成28年度	3,176
（仮称）市立生涯学習複合施設建設事業	平成27年度 ） 平成29年度	160,197
海外派遣研修業務委託（４）	平成27年度 ） 平成28年度	4,393

事 項	期 間	限 度 額
図書館システム業務委託（3）	平成28年度 ） 平成32年度	50,199
学校給食調理業務委託（16）	平成27年度 ） 平成30年度	188,136
（仮称）市立総合体育館建設事業 （土壌処理分）	平成28年度	22,441

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
						国 支 出	府 金	地方債		その他	
	千円		千円		千円		千円		千円		千円
小学校空調設備整備事業	175,676	平成17年度 ～ 平成26年度	77,700	平成27年度 ～ 平成29年度	23,310	-	-	-	-	-	23,310
中学校空調設備整備事業	105,628	平成17年度 ～ 平成26年度	40,950	平成27年度 ～ 平成29年度	12,285	-	-	-	-	-	12,285
中学校空調設備整備事業 (2)	418,128	平成18年度 ～ 平成26年度	210,735	平成27年度 ～ 平成30年度	93,660	-	-	-	-	-	93,660
小学校空調設備整備事業 (2)	807,822	平成19年度 ～ 平成26年度	332,766	平成27年度 ～ 平成31年度	207,979	-	-	-	-	-	207,979
門真市民プラザ空調設備整備事業	143,000	平成19年度 ～ 平成26年度	58,878	平成27年度 ～ 平成31年度	36,800	-	-	-	-	-	36,800
くすのき園さつき園空調設備整備事業	27,960	平成20年度 ～ 平成26年度	10,836	平成27年度 ～ 平成31年度	-	-	-	-	-	-	-
(仮称) 門真市立統合中学校整備PFI事業	3,404,400	平成21年度 ～ 平成26年度	1,676,119	平成27年度 ～ 平成38年度	988,264	-	-	-	-	-	988,264
(仮称) 門真市立統合中学校整備PFI事業 (平成26年4月1日消費税率改正分)	6,567	平成25年度 ～ 平成26年度	506	平成27年度 ～ 平成38年度	6,061	-	-	-	-	-	6,061
図書館システム業務委託 (2)	54,899	平成23年度 ～ 平成26年度	24,848	平成27年度	5,694	-	-	-	-	-	5,694
図書館システム業務委託 (2) (平成26年4月1日消費税率改正分)	341	平成25年度 ～ 平成26年度	178	平成27年度	163	-	-	-	-	-	163
スポーツ施設予約システム業務委託	32,661	平成23年度 ～ 平成26年度	11,588	平成27年度	2,897	-	-	-	-	-	2,897
スポーツ施設予約システム業務委託 (平成26年4月1日消費税率改正分)	166	平成25年度 ～ 平成26年度	83	平成27年度	83	-	-	-	-	-	83
文化施設予約システム業務委託	1,512	平成24年度 ～ 平成26年度	1,134	平成27年度	378	-	-	-	-	-	378
文化施設予約システム業務委託 (平成26年4月1日消費税率改正分)	22	平成25年度 ～ 平成26年度	11	平成27年度	11	-	-	-	-	-	11
放課後児童クラブ運営業務委託(9)	298,944	平成24年度 ～ 平成26年度	199,296	平成27年度	99,648	46,787	-	-	28,080	-	24,781
青少年活動センター空調設備整備事業	18,525	平成24年度 ～ 平成26年度	2,164	平成27年度 ～ 平成37年度	11,902	-	-	-	-	-	11,902
学校給食調理業務委託 (13)	168,480	平成24年度 ～ 平成26年度	91,360	平成27年度	50,106	-	-	-	-	-	50,106

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
学校給食調理業務委託 (13) (平成26年4月1日消費税 率改正分)	2,864	平成25年度 ～ 平成26年度	1,432	平成27年度	1,432	-	-	-	1,432
市民プラザ指定管理委託	177,763	平成24年度 ～ 平成26年度	117,186	平成27年度	60,577	-	-	-	60,577
口座振替収納業務委託	950	平成26年度	331	平成27年度	427	-	-	-	427
放課後児童クラブ機械警備 委託	18,971	平成25年度 ～ 平成26年度	648	平成27年度 ～ 平成30年度	2,592	-	-	-	2,592
放課後児童クラブ運営業務 委託(10)	238,320	平成25年度 ～ 平成26年度	79,440	平成27年度 ～ 平成28年度	158,880	65,188	-	45,192	48,500
こども発達支援センター機 械警備委託	3,280	平成26年度	353	平成27年度 ～ 平成30年度	1,411	-	-	-	1,411
こども発達支援センター電 話設備整備事業	4,729	平成25年度 ～ 平成26年度	224	平成27年度 ～ 平成31年度	1,118	-	-	-	1,118
こども発達支援センター空 調設備整備事業	56,700	平成25年度 ～ 平成26年度	4,122	平成27年度 ～ 平成38年度	49,464	-	-	-	49,464
小中学校・幼稚園施設等警 備業務委託	571,038	平成25年度 ～ 平成26年度	68,794	平成27年度 ～ 平成30年度	274,778	-	-	-	274,778
文化施設予約システム業務 委託(2)	200	平成26年度	100	平成27年度	100	-	-	-	100
学校給食調理業務委託 (14)	175,161	平成25年度 ～ 平成26年度	32,489	平成27年度 ～ 平成28年度	118,399	-	-	-	118,399
公立幼稚園通園バス借上事 業	7,158	平成25年度 ～ 平成26年度	761	平成27年度 ～ 平成28年度	1,522	-	-	-	1,522
市民文化会館等指定管理委 託(2)	667,919	平成25年度 ～ 平成26年度	132,979	平成27年度 ～ 平成30年度	534,940	-	-	-	534,940
市民文化会館舞台設備等大 規模改修計画策定業務委託	8,000	-	-	平成27年度	7,215	-	-	7,215	-
保育料徴収コールセンター 業務委託(2)	6,106	平成26年度	-	平成27年度 ～ 平成29年度	6,106	-	-	-	6,106
保育料コンビニエンススト ア収納代行事務委託(2)	1,218	-	-	平成27年度 ～ 平成29年度	1,218	-	-	-	1,218
放課後児童クラブ運営業務 委託(11)	193,109	平成26年度	-	平成27年度 ～ 平成29年度	193,109	81,288	-	51,425	60,396
こども発達支援センター通 園バス運転業務委託	21,661	平成26年度	6,534	平成27年度 ～ 平成28年度	14,256	-	-	-	14,256
公立幼稚園通園バス運行管 理業務委託(2)	3,990	平成26年度	-	平成27年度	2,640	-	-	-	2,640
海外派遣研修業務委託 (3)	4,273	平成26年度	-	平成27年度	4,273	-	-	-	4,273

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
学校給食調理業務委託 (15)	346,373	平成26年度	-	平成27年度 ～ 平成29年度	346,373	-	-	-	346,373
(仮称)市立総合体育館建設事業	3,091,716	平成26年度	-	平成27年度 ～ 平成28年度	3,091,398	1,076,483	1,699,000	315,913	2
英語教育活動業務委託 (2)	12,000	平成26年度	-	平成27年度	12,000	-	-	-	12,000
テニスコート・青少年運動 広場指定管理業務委託	21,960	平成26年度	-	平成27年度 ～ 平成31年度	21,960	-	-	-	21,960
口座振替収納業務委託 (2)	1,619	-	-	平成27年度 ～ 平成30年度	1,619	-	-	-	1,619
放課後児童クラブ運営業務 委託(12)	265,470	-	-	平成27年度 ～ 平成30年度	265,470	132,052	-	67,392	66,026
放課後児童クラブ運営業務 委託(10) (新制度対応分)	4,113	-	-	平成28年度	4,113	1,679	-	1,164	1,270
放課後児童クラブ運営業務 委託(11) (新制度対応分)	606	-	-	平成28年度 ～ 平成29年度	606	273	-	173	160
(仮称)市立南認定こども 園整備事業	25,173	-	-	平成28年度	25,173	-	19,500	-	5,673
公共施設予約システム運用 事業	38,891	-	-	平成28年度 ～ 平成32年度	38,891	-	-	-	38,891
公立幼稚園通園バス運行管 理業務委託(3)	3,176	-	-	平成27年度 ～ 平成28年度	3,176	-	-	-	3,176
(仮称)市立生涯学習複合 施設建設事業	160,197	-	-	平成27年度 ～ 平成29年度	160,197	80,097	52,300	-	27,800
海外派遣研修業務委託 (4)	4,393	-	-	平成27年度 ～ 平成28年度	4,393	-	-	-	4,393
図書館システム業務委託 (3)	50,199	-	-	平成28年度 ～ 平成32年度	50,199	-	-	-	50,199
学校給食調理業務委託 (16)	188,136	-	-	平成27年度 ～ 平成30年度	188,136	-	-	-	188,136
(仮称)市立総合体育館建 設事業 (土壌処理分)	22,441	-	-	平成28年度	22,441	11,220	11,200	21	-

地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還方法
公共施設整備	千円 229,400	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政 府 地方公共団体 金 融 機 構 大 阪 府 銀 行 そ の 他	5年以内据置かつ30年 以内に半年賦及び年賦元 利均等又は半年賦及び年 賦元金均等の方法で償還 する。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。
社会福祉施設整備	236,800				
防 災 対 策	43,500				
住宅市街地総合整備	397,200				
学校教育施設等整備	2,145,900				
計	3,052,800				

議案第9号

平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について

平成27年度教育費等補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成27年度教育費等補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
民生費国庫補助金	千円	千円	千円		千円	
	0	456,739	456,739	保育所等整備交付金	416,239	保育所等整備交付金 (保育定員拡充事業) 416,239
				保育対策事業費補助金	40,500	保育対策事業費補助金 (保育定員拡充事業) 40,500

(款) 府支出金 (項) 府補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
民生費府補助金	千円	千円	千円		千円	
	622,319	△ 589,276	33,043	安心こども基金特別対策事業費補助金	△ 587,335	安心こども基金特別対策事業費補助金 (保育定員拡充事業) △ 587,335
				新子育て支援交付金	△ 1,941	新子育て支援交付金 △ 1,941

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
文化芸術振興基金繰入金	千円	千円	千円		千円	
	24,388	△ 300	24,088	文化芸術振興基金繰入金	△ 300	文化芸術振興基金繰入金 (音楽と活気のあるまちづくり推進事業) △ 300

(款) 市債

(項) 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
民生費	千円 58,700	千円 △ 13,100	千円 45,600	民間保育所等 整備助成事業 債	千円 △ 13,100	千円 民間保育所等整備助成 事業債 (保育定員拡充事業) △ 13,100

歳出

(款) 民生費 (項) 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
児童福祉 総務費	千円 5,590	千円 △ 861	千円 4,729	備品購入費	千円 △ 861	○児童の健全育成の支援 放課後児童クラブ運営事業 備品購入費 (地方創生先行型) 放課後児童クラブ用備品費 △ 861
児童措置費	660,753	△ 146,920	513,833	負担金補助及び交付金	△ 146,920	○保育サービスの充実 保育定員拡充事業 負担金補助及び交付金 (保育所等整備交付金) 保育所等整備補助金 △ 146,920
こども医療助成費	271,568	△ 31,072	240,496	需用費 役務費 委託料 扶助費	△ 188 △ 2,214 △ 12,710 △ 15,960	○子どもや母親の健康づくりの支援 こども医療助成事業 需用費 (地方創生先行型) 印刷製本費 役務費 (地方創生先行型) 通信運搬費 (地方創生先行型) 手数料 委託料 (地方創生先行型) こども医療助成システム改修委託料 △ 31,072 △ 188 △ 1,163 △ 1,051 △ 12,349

						(地方創生先行 型)封入封緘委託 料	△ 361
						扶助費 (地方創生先行 型) こども医療公費 負担	△ 15,960

(款) 教育費 (項) 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育振興費	千円	千円	千円		千円	千円
				役務費	△ 4	○わかる授業の推進
				委託料	△ 4,871	学力調査推進事業 △ 2,703
						委託料
						(地方創生先行型)
						学力調査委託料 △ 2,703
						○自ら学ぶ力の育成
						中学生放課後学習支援Kadomaドリカム事業 △ 2,172
						役務費
						(地方創生先行型) △ 4
					通信運搬費	
					委託料	
					(地方創生先行型)	
					中学生放課後学習支援業務委託料 △ 1,449	
					(地方創生先行型)	
					中学生放課後学習支援業務会場整備業務等委託 △ 719	
	4,875	△ 4,875	0			

(款) 教育費

(項) 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
社会教育 総務費	千円	千円	千円		千円	
	1,447	△ 1,447	0	委託料 負担金補助及 び交付金	△ 647 △ 800	○市民文化・芸術活動 の支援 音楽と活気のある まちづくり推進事 業 △ 1,447 委託料 (地方創生先行 型) まちかど・まち なかコンサート 開催業務委託料 負担金補助及び交 付金 (地方創生先行 型) 第九コンサート 実行委員会交付 金
						千円 △ 647 △ 800

地方債補正
変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
社会福祉施設整備	千円 236,800	普通貸借は行 又証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 223,700	普通貸借は行 又証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	236,800				223,700			

議案第10号

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等
及び業務管理体制に係る届出に関する規則の制定について

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則を次のように制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条及び43条の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関し、必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務
管理体制に係る届出に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、法、政令及び府令の定めるところによる。

(特定教育・保育施設の確認の申請等)

第3条 法第31条第1項の規定による特定教育・保育施設の確認の申請は、特定教育・保育施設確認申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出することにより行うものとする。

2 委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、確認すると決定したときは特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認決定通知書（様式第2号）により、却下すると決定したときは特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認申請却下通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(特定教育・保育施設の確認の変更の申請)

第4条 法第32条第1項の規定による特定教育・保育施設の確認の変更の申請は、特定教育・保育施設確認変更申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、委員会に提出することにより行うものとする。

2 委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、変更すると決定したときは特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認変更決定通知書（様式第5号）により、却下すると決定したときは特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認変更申請却下通知書（様式第6号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更の届出等)

第5条 府令第30条第1項の規定による変更の届出は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者設置者住所等変更届出書（様式第7号）に關係書類を添えて、委員会に届け出ることにより行うものとする。

（特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出）

第6条 法第35条第2項の規定による利用定員の減少の届出は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用定員減少届出書（様式第8号）を委員会に届け出ることにより行うものとする。

（特定地域型保育事業者の確認の申請等）

第7条 法第43条第1項の規定による特定地域型保育事業者の確認の申請は、特定地域型保育事業者確認申請書（様式第9号）に關係書類を添えて、委員会に提出することにより行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、特定地域型保育事業者の確認等の決定について準用する。

（特定地域型保育事業者の確認の変更の申請）

第8条 法第44条第1項の規定による特定地域型保育事業者の確認の変更の申請は、特定地域型保育事業者確認変更申請書（様式第10号）に關係書類を添えて、委員会に提出することにより行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、特定地域型保育事業者の変更の確認等の決定について準用する。

（特定地域型保育事業者の名称等の変更の届出等）

第9条 府令第38条第1項の規定による変更の届出は、第5条の届出書に關係書類を添えて、委員会に届け出ることにより行うものとする。

（特定地域型保育事業の利用定員の減少の届出）

第10条 法第47条第2項の規定による特定地域型保育事業の利用定員の減少の届出は、第6条の届出書を委員会に届け出ることにより行うものとする。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第11条 法第55条第2項の規定による業務管理体制の整備に関する届出（同条第4項の規定による届出を含む。）は、特定教育・保育提供者業務管理体制整備届出書（様式第11号）に關係書類を添えて、委員会に届け出ることにより行うものとする。

2 法第55条第3項の規定による変更の届出は、特定教育・保育提供者業務管理体制変更届出書（様式第12号）に關係書類を添えて、委員会に届け出ることにより行う

ものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(教育・保育施設の別段の申出)

2 法附則第7条ただし書の規定による別段の申出は、特定教育・保育施設の別段の申出書(様式第13号)を委員会に提出することにより行うものとする。

特定教育・保育施設確認申請書

年 月 日

門真市教育委員会 様

所在地

申請者 名称

代表者氏名

㊞

子ども・子育て支援法第31条第1項の規定により、教育・保育施設に係る確認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて、申請します。

申請者	フリガナ 法人等名称						
	主たる事務所の 所在地・連絡先	(郵便番号 —)					
		(ビルの名称等)					
		電話番号	— —		FAX番号	— —	
		E-mail アドレス					
	法人等の種別				法人所轄庁		
	代表者の 職名・氏名	職名			フリガナ 氏名		
	代表者生年月日	年 月 日 (満 歳)			代表就任年月日	年 月 日	
	代表者の 住所・連絡先	(郵便番号 —)					
		(ビルの名称等)					
電話番号				FAX番号			
事業者番号				※既に特定教育・保育施設等を設置しており、事業者番号が付番されている場合に記入してください。			
事業開始(予定)年月日	年 月 日						
教育・保育施設 の種類	種類					添付様式	
	<input type="checkbox"/> 認定こども園 (幼保連携型)						
	<input type="checkbox"/> 認定こども園 (幼稚園型)						
	<input type="checkbox"/> 認定こども園 (保育所型)						
	<input type="checkbox"/> 認定こども園 (認可外施設型)						
	<input type="checkbox"/> 幼稚園 (上記を除く)						
<input type="checkbox"/> 保育所 (上記を除く)							

様式第2号（第3条、第7条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認決定通知書

第 号
年 月 日

様

門真市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました（特定教育・保育施設／
特定地域型保育事業者）の確認について、次のとおり決定しましたので、通
知します。

施設（事業）の種類	
施設（事業）の名称	
施設（事業所）の 所在地・連絡先	
事業者番号	

様式第3号（第3条、第7条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

門真市教育委員会 ㊟

年 月 日付で申請のありました（特定教育・保育施設／特定地域型保育事業者）の確認については、次のとおり申請を却下しましたので、通知します。

施設（事業）の種類	
施設（事業）の名称	
施設（事業所）の所在地・連絡先	
事業者番号	
理 由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

特定教育・保育施設確認変更申請書

年 月 日

門真市教育委員会 様

所在地

申請者 名称

代表者氏名

印

子ども・子育て支援法第32条第1項の規定により、特定教育・保育施設に係る確認の変更を次のとおり関係書類を添えて、申請します。

申請者	フリガナ 法人等名称							
	主たる事務所の 所在地・連絡先	(郵便番号 —)						
		(ビルの名称等)						
		電話番号	— —		FAX番号	— —		
		E-mail アドレス						
	法人等の種別				法人所轄庁			
	代表者の 職名・氏名	職名				フリガナ 氏名		
		代表者生年月日	年 月 日 (満 歳)		代表就任年月日	年 月 日		
	代表者の 住所・連絡先	(郵便番号 —)						
		(ビルの名称等)						
電話番号					FAX番号			
事業者番号				※既に特定教育・保育施設等を設置しており、事業者番号が付番されている場合に記入してください。				
事業開始(予定)年月日	年 月 日							
教育・保育施設 の種類	種 類					添付様式		
	<input type="checkbox"/> 認定こども園 (幼保連携型)							
	<input type="checkbox"/> 認定こども園 (幼稚園型)							
	<input type="checkbox"/> 認定こども園 (保育所型)							
	<input type="checkbox"/> 認定こども園 (認可外施設型)							
	<input type="checkbox"/> 幼稚園 (上記を除く)							
<input type="checkbox"/> 保育所 (上記を除く)								
利用定員を増加 しようとする理由								

様式第5号(第4条、第8条関係)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

門真市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました(特定教育・保育施設/
特定地域型保育事業者)の確認の変更について、次のとおり決定しましたので、
通知します。

施設(事業)の種類	
施設(事業)の名称	
施設(事業所)の 所在地・連絡先	
事業者番号	
変更となる事項	

様式第6号（第4条、第8条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認変更申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

門真市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました（特定教育・保育施設／特定地域型保育事業者）の確認の変更については、次のとおり申請を却下しましたので、通知します。

施設（事業）の種類	
施設（事業）の名称	
施設（事業所）の所在地・連絡先	
事業者番号	
理由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第5条、第9条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者設置者住所等変更届出書

年 月 日

門真市教育委員会 様

所在地
届出者 名称
代表者氏名 ㊟

子ども・子育て支援法施行規則（第30条第1項／第38条第1項）の規定により、
（特定教育・保育施設の設置者の住所等／特定地域型保育事業者の名称等）の変更について、次のとおり関係書類を添えて、届け出ます。

変更した施設 (事業者)	事業者番号	
	名称	(郵便番号)
所在地		
変更があった事項		変更の内容
1	施設（事業所）の名称	(変更前)
2	施設（事業所）の設置の場所（所在地）	(変更後)
3	設置者（申請者）の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明証又は条例等（当該確認に係る事業に関するものに限る。）	
7	各室の用途を明示した建物の構造概要及び図面（特定地域型保育事業者にあつては事業所の平面図）並びに設備の概要	
8	施設（事業所）の管理者の氏名、生年月日及び住所	
9	運営規程	
10	施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項（特定地域型保育事業者にあつては地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項）	
11	役員の氏名、生年月日及び住所	
12	特定地域型保育事業者にあつては連携施設の名称	
変更年月日		年 月 日

- 備考 1 該当項目番号に○を付けてください。
2 変更の内容が分かる書類を添付してください。

様式第8号（第6条、第10条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用定員減少届出書

年 月 日

門真市教育委員会 様

所在地
届出者 名称
代表者氏名

印

子ども・子育て支援法（第35条第2項／第47条第2項）の規定により、（特定教育・保育施設／特定地域型保育事業）の利用定員を減少するので、次のとおり届け出ます。

施設（事業）の名称					
施設（事業所）の所在地					
事業者番号					
現在の利用定員 ※（ ）内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入してください。	1号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
	人	人	人	人	人
	2号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
	人	人	人	人	人
	()	()	()	()	()
	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
人	人	人	人	人	
()	()	()	()	()	
減少後の利用定員	1号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
	人	人	人	人	人
	2号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
	人	人	人	人	人
	()	()	()	()	()
	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
人	人	人	人	人	
()	()	()	()	()	

現 に 利 用 し て い る 者 の 数	1号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児	
		人	人	人	人	
	2号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児	
		(人)	(人)	(人)	(人)	
	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児	
		(人)	(人)	(人)	(人)	
	減少しようとする年月日	年 月 日				
	減少する理由					
	現に利用している者に対する措置					

特定地域型保育事業者確認申請書

年 月 日

門真市教育委員会 様

所在地

申請者 名称

代表者氏名 ㊟

子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により、地域型保育事業者に係る確認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて、申請します。

申請者	フリガナ 法人等名称						
	主たる事務所の 所在地・連絡先	(郵便番号 —)					
		(ビルの名称等)					
		電話番号	— —		FAX番号	— —	
		E-mail アドレス					
	法人等の種別				法人所轄庁		
	代表者の 職名・氏名	職名			フリガナ 氏名		
	代表者生年月日	年 月 日 (満 歳)			代表就任年月日	年 月 日	
	代表者の 住所・連絡先	(郵便番号 —)					
		(ビルの名称等)					
電話番号				FAX番号			
事業者番号				※既に特定教育・保育施設等を設置しており、事業者番号が付番されている場合に記入してください。			
事業開始(予定)年月日	年 月 日						
地域型保育事業 の種別	種 類					添付様式	
	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業						
	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業						
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業						
<input type="checkbox"/> 事業所内保育事業							

特定地域型保育事業者確認変更申請書

年 月 日

門真市教育委員会 様

所在地

申請者 名称

代表者氏名

印

子ども・子育て支援法第44条第1項に規定する特定地域型保育事業に係る確認の変更を、次のとおり関係書類を添えて、申請します。

申請者	フリガナ 法人等名称						
	主たる事務所の 所在地・連絡先	(郵便番号 —)					
		(ビルの名称等)					
		電話番号	— —		FAX番号	— —	
		E-mail アドレス					
	法人等の種別				法人所轄庁		
	代表者の 職名・氏名	職名				フリガナ 氏名	
		代表者生年月日	年 月 日 (満 歳)		代表就任年月日	年 月 日	
	代表者の 住所・連絡先	(郵便番号 —)					
		(ビルの名称等)					
電話番号					FAX番号		
事業者番号	：	：	：	：	：	：	※既に特定教育・保育施設等を設置しており、事業者番号が付番されている場合に記入してください。
事業開始(予定)年月日	年 月 日						
地域型保育事業 の種類	種 類					添付様式	
	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業						
	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業						
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業						
<input type="checkbox"/> 事業所内保育事業							
利用定員を変更 しようとする理由							

様式第11号 (第11条関係)

特定教育・保育提供者業務管理体制整備届出書

年 月 日

門真市教育委員会 様

所在地
申請者 名称
代表者氏名

㊞

子ども・子育て支援法第55条第2項又は第4項の規定により、業務管理体制の整備に関する事項について、次のとおり関係書類を添えて、届け出ます。

		事業者番号				
事業者	1 届出の内容					
	(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出					
	(2) 種類の変更					
	フリガナ 名称又は氏名					
	住所 (主たる事務所の所在地)		(郵便番号 —) 都道府県 市町村区 (ビルの名称等)			
	連絡先		電話番号	FAX番号		
	法人の種類別					
	代表者の職名・氏名・生年月日		職名	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
	代表者の住所		(郵便番号 —) 都道府県 市町村区 (ビルの名称等)			
	3 施設名称等及び所在地	施設名称		確認年月日	施設番号	所在地
計 か所						
4 子ども・子育て支援法施行規則第43条第1項に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)		生 年 月 日		
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(概要を添付)				
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要(概要を添付)				
5 種類変更	種類変更前行政機関名称、担当部(局)課					
	事業者番号					
	種類変更の理由					
	種類変更後行政機関名称、担当部(局)課					
	種類変更日		年 月 日			

様式第12号（第11条関係）

特定教育・保育提供者業務管理体制変更届出書

年 月 日

門真市教育委員会 様

所在地
届出者名称
代表者氏名

㊞

子ども・子育て支援法第55条第3項の規定により、業務管理体制の整備に関する事項の変更について、次のとおり関係書類を添えて、届け出ます。

事業者番号	
1 事業者の名称又は氏名	2 主たる事務所の所在地
3 代表者の氏名及び生年月日	4 代表者の住所及び職名
5 法令遵守責任者の氏名及び生年月日	
6 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
7 業務執行の状況の監査の方法の概要	

変更の内容
(変更前)
(変更後)

備考 該当項目番号に○を付けてください。

特定教育・保育施設の別段の申出書

年 月 日

門真市教育委員会 様

所在地

申出者名称

代表者氏名

㊞

子ども・子育て支援法附則第7条ただし書に規定する別段の申出について、次のとおり申出いたします。

子ども・子育て支援法に基づく確認については、必要ありません。

申出者	フリガナ 法人等名称				
	主たる事務所の 所在地・連絡先	(郵便番号 —)			
		(ビルの名称等)			
		電話番号	—	FAX番号	—
		E-mail アドレス			
法人等の種別	学校法人・社会福祉法人・宗教法人・個人等	法人所轄庁			
代表者の 職名・氏名	職名		フリガナ 氏名		
	フリガナ				
施設	名称	(フリガナ)			
	所在地・連絡先	(郵便番号 —)			
		(ビルの名称等)			
		電話番号	—	FAX番号	—
		E-mail アドレス			
施設等の種別	幼稚園・保育所・認定こども園	施設所轄庁			

議案第 11 号

門真市家庭的保育事業等の認可等に関する規則の制定について

門真市家庭的保育事業等の認可等に関する規則を次のように制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年 2 月20日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15の規定により、家庭的保育事業等の認可等に関し、必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市家庭的保育事業等の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、家庭的保育事業等（法第34条の15第1項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の認可等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(家庭的保育事業等の認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定による家庭的保育事業等の認可に関する申請は、家庭的保育事業等認可申請書（様式第1号）及び家庭的保育事業等実施計画書（様式第2号）その他関係書類を添えて、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出することにより行うものとする。

(家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎に関する基準)

第3条 法第34条の15第3項第1号に規定する家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎に関する基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 家庭的保育事業等を行うために必要な土地又は建物の貸与を受ける場合は、当該土地又は建物が、安定的な家庭的保育事業等の継続性の確保が図られると判断できるものであり、かつ、当該土地又は建物に係る賃借料の額が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - (2) 前号の賃借料の額を得る財源が安定的に確保されていること。
 - (3) 第1号の賃借料の1年間に相当する額と年間事業費の12分の1以上に相当する額の合計額の資金を安全性があり、かつ、普通預金、定期預金、国債その他の換金性の高い形態により保有していること。
- 2 前項各号に掲げる基準のほか、当該家庭的保育事業等の認可を受ける事業者が、家庭的保育事業等以外の事業を行っている場合は、事業者の全体の財務内容について、過去3年以上連続して損失を計上していないこととする。

(家庭的保育事業等の認可の決定等)

第4条 委員会は、第2条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、認可すると決定したときは門真市家庭的保育事業等認可決定通知書（様式第3号）に

より、却下すると決定したときは門真市家庭的保育事業等認可申請却下通知書（様式第4号）により当該申請をした事業者に通知するものとする。

（変更の届出）

第5条 省令第36条の36第3項又は第4項の規定による変更の届出は、家庭的保育事業等変更届出書（様式第5号）に関係書類を添えて、委員会に提出するものとする。

（廃止又は休止の承認申請）

第6条 法第34条の15第7項の規定による家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認の申請は、家庭的保育事業等（廃止・休止）承認申請書（様式第6号）に関係書類を添えて、委員会に提出することにより行うものとする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、家庭的保育事業等の認可申請等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

門真市教育委員会 様

住 所
名 称
氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

家庭的保育事業等認可申請書

児童福祉法第34条の15第2項の規定により、家庭的保育事業等の認可を受けたいので、下記のとおり家庭的保育事業等実施計画書を添えて、申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 認可定員

0歳児	人
1歳児	人
2歳児	人

- 5 事業開始予定年月日

様式第2号 (第2条関係)

家庭的保育事業等実施計画書

事業所名			
事業者名			
事業所所在地	最寄 線 駅		
	電話番号	FAX番号	
管理者名			
開所日数等 (年間)	日	土曜日の開所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
開所時間等 (1日当たり)	開所時間	時 分 ~ 時 分 (時間)	
	保育時間	時 分 ~ 時 分 (時間)	
実施する家庭的保育事業等の種類 (該当するものに○をつけること。)	実施事業	種 類	添付様式
		家庭的保育事業	
		小規模保育事業A型	
		小規模保育事業B型	
		小規模保育事業C型	
		居宅訪問型事業	
		保育所型事業所内保育事業	
		小規模型事業所内保育事業	
事業開始予定年月日	年 月 日		

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

門真市家庭的保育事業等認可決定通知書

様

門真市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました家庭的保育事業等の認可について、次のとおり決定しましたので、通知します。

事業の種類		認可定員	0歳児	人
			1歳児	人
			2歳児	人
事業所の名称				
事業所の所在地	(—)			
事業者番号				

門真市家庭的保育事業等認可申請却下通知書

様

門真市教育委員会 印

年 月 日付で申請のありました家庭的保育事業等の認可申請について、次の理由により却下しましたので、通知します。

- 1 事業の種類
- 2 却下の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

門真市教育委員会 様

住 所
名 称
氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

家庭的保育事業等変更届出書

年 月 日付け 第 号により認可された家庭的保育事業等の実施に関する事項について（変更しました・変更したい）ので、下記のとおり、児童福祉法施行規則第36条の36（第3項・第4項）の規定により届け出ます。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 変更（予定）年月日
- 5 変更事項（該当する事項に○をつけること。）

該当する事項	変更事項
	事業の種類
	事業所の名称
	事業所の所在地・住居表示
	認可定員・利用定員
	建物その他設備
	経営者
	管理者
	その他運営規程に関する事項

6 変更内容

変更前	変更後

7 変更理由

(添付書類)

- 1 変更の内容が確認できる書類を添付してください。
- 2 設置者変更の場合は、引継ぎ確認書の写し、贈与契約書の写し、財産目録及び備品台帳を添付してください。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

門真市教育委員会 様

住 所
名 称
氏 名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

家庭的保育事業等（廃止・休止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により認可された家庭的保育事業等
を（廃止・休止）したいので、児童福祉法第34条の15第7項の規定により申請しま
す。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 廃止・休止期間予定年月日
- 5 （廃止・休止）理由

（添付書類）

利用乳幼児の処置方法（廃止・休止の場合とも）及び財産の処分方法（廃止の
場合のみ）を添付してください。

議案第12号

門真市立保育所条例施行規則の一部改正について

門真市立保育所条例施行規則（平成26年門真市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の規定により、保育所の保育時間が変更されるため、本案を提出するものである。

門真市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

門真市立保育所条例施行規則（平成26年門真市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育時間)</p> <p><u>第4条</u> 保育所の保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) <u>門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則第13号。以下「支給認定規則」という。）第2条第1項第1号に定める保育必要量の認定を受けた児童</u> 午前7時30分から午後6時30分まで</p> <p>(2) <u>支給認定規則第2条第1項第2号に定める保育必要量の認定を受けた児童</u> 午前8時30分から午後5時までの間で最大8時間</p>	<p>(保育時間)</p> <p><u>第4条</u> 保育所の保育時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) <u>通常保育</u> 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) <u>時間外保育</u> 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第13号

門真市立保育所延長保育実施規則の一部改正について

門真市立保育所延長保育実施規則（平成26年門真市教育委員会規則第6号）の一部を次のとおり改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の規定により、保育所の延長保育の時間が変更されるため、本案を提出するものである。

門真市立保育所延長保育実施規則の一部を改正する規則

門真市立保育所延長保育実施規則（平成26年門真市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「延長保育」とは、<u>午前7時30分から午後7時までの間で門真市立保育所条例施行規則（平成26年門真市教育委員会規則第5号）第4条各号に定める保育時間以外</u>に行う保育をいう。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第4条 延長保育の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、<u>実施施設において保育されている児童</u>であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「延長保育」とは、<u>午後6時30分から午後7時までの間</u>に行う保育をいう。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第4条 延長保育の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項本文の規定により実施施設において保育されている児童</u>であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第14号

門真市社会教育指導員に関する規則の一部改正について

門真市社会教育指導員に関する規則（昭和47年門真市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

門真市社会教育指導員の任用に関する事項を変更するにつき、本案を提出するものである。

門真市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則

門真市社会教育指導員に関する規則（昭和47年門真市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委嘱) 第2条 指導員は、<u>次に掲げる条件を具備する者の中から</u>門真市教育委員会が委嘱する。 (1)～(2) 略</p> <p>(職務) 第3条 指導員は所属長の命を受け、社会教育主事の職務を補助し、<u>次に掲げる職務を行う。</u> (1)～(6) 略</p>	<p>(委嘱) 第2条 指導員は、<u>次の各号に掲げる条件を具備する者の中から</u>門真市教育委員会が委嘱する。 (1)～(2) 略 (3) <u>年令は65才未満の者</u></p> <p>(職務) 第3条 指導員は所属長の命を受け、社会教育主事の職務を補助し、<u>次の各号に掲げる職務を行う。</u> (1)～(6) 略</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「次の各号に」を「次に」に改める部分に限る。）及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項	報 告 者
1	平成27年度当初教職員数の見通し等について	上甲学校教育課長
2	学校職員の不祥事について	藤井学校教育部長